

施設外就労支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、京都府障害者自立支援特別対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める施設外就労支援事業を実施するに当たり、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

この事業は、一般就労の促進の一環として、施設外就労・施設外支援を行い、一般就労者を出した事業所に対して助成を行うこととし、一般就労への移行の促進を図ることを目的とする。

第3 対象事業

1 事業内容

就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所において、施設外就労等を行うことによって一般就労に結びついた場合に事業所に対し助成を行う。

2 補助単価

就労した利用者1人当たり100,000円とする。ただし、補助を受けることができるのは1回限りとする。

3 補助要件

施設外就労等に係る要件を満たした支援を実施した結果、一般就労に結びついた場合であること。

第4 交付の申請

本事業の交付申請は、要綱第4条に規定する様式によるものとし、一般就労助成事業所要額調書（別記様式第1号）を添付の上、別途定める期日までに知事に提出するものとする。

第5 実績報告

本事業の実績報告は、要綱第5条に規定する様式によるものとし、一般就労助成事業実績報告書（別記様式第2号）を添付の上、別途定める期日までに知事に提出するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月11日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

一般就勞助成事業額預算調書

補助金所要見込額	④ 100,000 円 × 人 =	円
----------	-------------------	---

事業種別	
事業所名	
所在地	
事業所番号	
担当者名	
電話番号	

注1 施設外支援・施設外就労を利用せず一般就労した場合は対象としない
注2 雇用期間の欄は、対象者の雇用形態が「短期雇用」又は「季節雇用」である場合のみ記載すること
注3 雇用契約書（又はそれに代わるもの）の写しを添付すること

別記様式第1号

一般就勞助成事業所要客諮詢書記載例

補助金所要見込額	@ 100,000 円 × 5 人 =	500,000 円
----------	---------------------	-----------

主1 施設外支援・施設外就労を利用せずに一般就労した場合は対象としない

² 雇用期間の欄は、対象者の雇用形態が「短期雇用」又は「季節雇用」である場合のみ記載することとする。³ 雇用契約書(アはそにわ)の面を添付することとする。

主3 雇用契約書(又はそれに代わるもの)の専しを添付すること

一般就労助成事業 実績報告書

事業種別	
事業所名	
所在地	
事業所番号	
担当者名	
電話番号	
実績報告額	
@ 100,000 円 × 人 =	円

^{注1} 施設外支援、施設外就労を利用せざるに一般就労した場合は対象としない

この記載する場合の季節用具は、対象者の用具の構造、耐用年数などを「定期用具」として記載する。

別記様式第2号

一般就労助成事業 実績報告書＜記載例＞

実績報告額	
@ 100,000 円 × 5 人 =	500,000 円

性別	障害種別	施設外支援	施設外就労	採用(予定)年月	企業名	業種	雇用形態	雇用期間
男性	精神	職場実習・求職活動		平成22年6月	(株)○○○○○	卸売・小売業	正社員(フルタイム)	
女性	知的	職場実習・求職活動		平成22年6月	(株)□□□□□	卸売・小売業	準社員等(フルタイム)	
男性	知的	職場実習・トライアル雇用		平成22年9月	(株)△△△△△	製造業	正社員(フルタイム)	
男性	知的	清掃業務		平成22年10月	(株)◇◇◇◇◇	その他	非常勤等(週30~40h未満)	
女性	精神	職場実習		平成23年2月	(株)××××	製造業	非常勤等(週30~40h未満)	

注1 施設外支援・施設外就労を利用せずに一般就労した場合は対象としない

注1 雇用期間の欄は、雇用形態が「短期雇用」又は「季節雇用」のみ場合のみ記載すること

注2 雇用契約書(又はそれに代わるもの)の写しを添付すること